

皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題
並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委
員会 調査報告書

(鶴岡市長選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・
訂正等問題に関する事項)

令和5年9月25日

目次

	ページ
1 調査の趣旨	1
2 調査特別委員会の設置	1
(1) 設置決議	
(2) 委員会の名称及び定数	
(3) 委員長、副委員長、委員の氏名	
(4) 法的助言者	
3 調査事件（調査事項）	2
4 委員会の開催状況	2
5 証人の出頭等	8
証人として出頭を求めた者、証人に対して証言を求めた事項	
(1) 元県議	8
(2) 出納責任者	8
(3) 支援者	8
(4) 皆川市長	9
6 記録、資料の提出	10
7 調査の内容と結果	11
8 結論	24
9 その他（参考資料）	28

1 調査の趣旨

令和3年12月22日に、平成29年10月15日に執行された鶴岡市長選挙時に皆川治鶴岡市長（以下、「皆川市長」という。）が当時の支援者から100万円の寄附を受け取ったものの選挙運動費用収支報告書への記載がない旨の新聞報道があった。

この報道を受け、市議会では令和3年12月27日及び令和4年1月18日の2回、議員全員協議会を開催し、市長から説明を求め、質疑を行った。

また、パワハラについては、鶴岡市退職者職員有志から令和3年12月30日付けで、「皆川治鶴岡市長のパワハラ行為の調査と即時中止を求める申入れ書」、実名による退職者から令和4年1月17日付けで、「皆川鶴岡市長のパワハラ行為の即時中止と調査を求める申し入れ書」及び、職員有志代表から同年1月20日付けで、「嘆願書」が市議会に提出された。

市議会として関係者の証言や関係する記録により、事実を解明する必要があるなどの理由から、令和4年1月25日に開催された令和4年1月鶴岡市議会臨時会において、地方自治法第100条第1項の権限が付与された本調査特別委員会の設置による決議案が提出され、賛成多数により設置されたものである。

2 調査特別委員会の設置

(1) 設置決議

「皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑の調査に関する決議」

令和4年1月25日 令和4年1月鶴岡市議会臨時会において可決

(2) 委員会の名称及び定数

ア 委員会の名称

皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会

イ 定 数 12人

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

ア 委員長 佐藤 博幸

イ 副委員長 菅井 巖（令和4年4月28日付けで副委員長に選任）

加藤 鑛一（令和4年4月27日付けで辞任）

ウ 委員 草島 進一

田中 宏

石井 清則

坂本 昌栄（令和4年4月27日付けで選任）

秋葉 雄 (令和4年4月27日付けで選任)
 黒井 浩之
 佐藤 昌哉
 五十嵐 一彦
 尾形 昌彦
 渋谷 耕一 (令和5年2月6日付けで選任)
 富樫 正毅 (令和4年4月27日付けで辞任)
 石塚 慶 (議員辞職により、令和5年2月3日付けで辞任)

(4) 法的助言者

弁護士 藤井 正寿 山形県弁護士会 登録番号37554
 (調査特別委員会における調査及び協議等において生じる法律的問題に関して、
 助言を求める。第4回委員会(令和4年4月12日)において選任)

3 調査事件(調査事項)

- (1) 鶴岡市長選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項
- (2) 本市職員に対するパワハラ疑惑に関する事項

4 委員会の開催状況

※ 法的助言者出席

回数	日時・場所	協議内容等
第1回	令和4年1月25日(火) 開会 午後3時35分 閉会 午後3時42分 委員会室	1 正副委員長の互選について
第2回	令和4年2月25日(金) 開会 午前10時 閉会 午前11時05分 委員会室	1 100条調査権の概要について 2 委員会運営要領について 3 今後の進め方について 4 弁護士の選任について 5 その他
第3回	令和4年3月15日(火) 開会 午後1時 閉会 午後2時46分 委員会室	1 記録の請求について 2 今後の調査項目について (1) 職員アンケートについて (2) 証人尋問について 3 令和4年度の調査経費について 4 その他

第4回	令和4年4月12日(火) 開会 午後1時 閉会 午後3時03分 委員会室	【報告】 1 記録の提出請求の提出状況について 【協議】 1 証人喚問について 2 職員アンケートについて 3 弁護士の選任について 4 その他
第5回	令和4年4月28日(木) 開会 午前10時 閉会 午前11時25分 委員会室	【報告】 1 記録の提出請求の提出状況について 2 職員アンケートについて 【協議】 1 記録の請求について 2 証人喚問について 3 その他
第6回	令和4年5月13日(金) 開会 午前10時 閉会 午前10時35分 委員会室	【報告】 1 職員アンケートについて 【協議】 1 記録の提出請求の提出状況について 2 証人喚問について 3 その他
第7回 ※	令和4年5月27日(金) 開会 午後1時 閉会 午後2時40分 委員会室	1 証人尋問 (元県議会議員) 【協議】 1 証人喚問について 2 記録の請求について 【報告】 1 記録の提出請求の提出状況について 2 職員アンケートについて
第8回 ※	令和4年6月20日(月) 開会 午後1時 閉会 午後4時02分 委員会室	1 証人尋問 (出納責任者) 【協議】 1 証人喚問について 【報告】 1 記録の提出請求の提出状況について 2 職員アンケートについて
第9回	令和4年7月4日(月) 開会 午前10時 閉会 午前11時05分 委員会室	1 証人尋問の日程について 2 記録の請求について 3 パワハラ疑惑に関する今後の進め方 について 4 その他

第10回	令和4年7月19日(火) 開会 午前10時 閉会 午後2時29分 委員会室	1 証人尋問 (支援者) 2 その他 【報告】 1 記録の提出請求の提出状況について
第11回 ※	令和4年7月25日(月) 開会 午前9時 閉会 午後1時04分 委員会室	1 証人尋問 (皆川市長) 2 その他
第12回	令和4年8月12日(金) 開会 午前10時 閉会 午前11時37分 委員会室	1 皆川証人の再尋問の日程について 2 記録の請求について 3 パワハラ疑惑に関する今後の進め方について 4 その他
第13回 ※	令和4年8月30日(火) 開会 午前10時 閉会 午後1時55分 委員会室	1 証人尋問 (皆川市長) 【協議】 1 パワハラ疑惑に関する今後の進め方について 2 その他 【報告】 1 記録の提出請求の提出状況について
第14回	令和4年9月22日(木) 開会 午前10時 閉会 午後 0時45分 委員会室	1 パワハラ疑惑に関する調査について 2 記録の請求について 3 秘密会の解除について 4 その他
第15回 ※	令和4年10月17日(月) 開会 午後1時30分 閉会 午後5時56分 委員会室	【報告】 1 記録の提出請求の提出状況について 【協議】 1 パワハラ疑惑に関する調査について (1) 今後の調査の進め方について (2) 証人喚問について (3) 聴き取り調査について (4) 書面調査について 2 その他
第16回 ※	令和4年11月4日(金) 開会 午前9時 閉会 午後1時52分 委員会室	1 証人尋問の尋問事項に関することについて 2 パワー・ハラメントの定義等について 3 その他

第17回 ※	令和4年11月10日(木) 開会 午前10時 閉会 午後0時07分 委員会室	1 証人尋問(元市職員) (秘密会にて尋問) 【協議】 1 パワハラ疑惑に関する調査について 2 秘密会の解除について 3 その他
第18回	令和4年11月29日(火) 開会 午後2時13分 閉会 午後2時20分 委員会室	1 証人尋問の日程について 2 本委員会の中間報告書について 3 その他
第19回 ※	令和4年12月14日(水) 開会 午後1時 閉会 午後9時40分 委員会室	1 証人尋問(元市職員) (秘密会にて尋問) 【協議】 1 本委員会の中間報告書について 2 書面調査について 3 その他
第20回 ※	令和4年12月27日(火) 開会 午後1時30分 閉会 午後4時43分 委員会室	1 今後の調査の進め方について 2 その他
第21回 ※	令和5年1月18日(水) 開会 午後1時30分 閉会 午後5時15分 委員会室	【報告】 1 記録の提出請求の提出状況について 2 書面調査の提出状況について 【協議】 1 今後の調査の進め方について (1) 選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題について (2) パワハラ疑惑の証人喚問について 2 その他
第22回 ※	令和5年2月9日(木) 開会 午後1時30分 閉会 午後5時55分 委員会室	【協議】 1 パワハラ疑惑に関する調査について (1) 聴き取り調査について (2) 書面調査について 2 選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題について 3 その他 【報告】 1 記録の提出請求の提出状況について

第23回 ※	令和5年2月16日(木) 開会 午後1時30分 閉会 午後6時31分 委員会室	1 パワハラ疑惑に関する調査について (1) 聴き取り調査について (2) 書面調査について 2 選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題について 3 その他
第24回 ※	令和5年3月7日(火) 開会 午後1時30分 閉会 午後6時31分 委員会室	1 選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題について 2 令和5年度の調査経費について 3 その他
第25回 ※	令和5年3月14日(火) 開会 午後1時30分 閉会 午後5時58分 委員会室	1 本委員会の中間報告書について 2 選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題について 3 パワハラ疑惑に関する証人喚問について 4 その他
第26回 ※	令和5年3月28日(火) 開会 午後1時30分 閉会 午後5時43分 委員会室	【協議】 1 選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題について 2 パワハラ疑惑に関する証人喚問について 3 その他 【報告】 1 書面調査の提出状況について
第27回 ※	令和5年4月13日(木) 開会 午後1時30分 閉会 午後7時27分 委員会室	1 選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題について 2 パワハラ疑惑に関する証人喚問について 3 その他
第28回 ※	令和5年4月19日(水) 開会 午後2時 閉会 午後5時24分 委員会室	1 証人尋問(元市職員) (秘密会にて尋問) 2 その他
第29回	令和5年4月26日(水) 開会 午前11時 閉会 午前11時45分 委員会室	1 証人喚問について 2 その他

第30回 ※	令和5年5月11日(木) 開会 午後1時30分 閉会 午後4時17分 委員会室	1 証人尋問 (元市職員) (秘密会にて尋問) 2 選挙運動費用収支報告書不記載・訂 正等問題に関する今後の調査の進め方 について 3 その他
第31回 ※	令和5年5月26日(金) 開会 午後1時30分 閉会 午後5時 委員会室	1 選挙運動費用収支報告書不記載・訂 正等問題について 2 その他
第32回 ※	令和5年6月6日(火) 開会 午後1時30分 閉会 午後3時41分 委員会室	1 選挙運動費用収支報告書不記載・訂 正等問題について 2 その他
第33回 ※	令和5年6月26日(月) 開会 午後1時30分 閉会 午後7時26分 委員会室	1 選挙運動費用収支報告書不記載・訂 正等問題について 2 パワハラ疑惑に関する調査について 3 その他
第34回 ※	令和5年7月6日(木) 開会 午後1時30分 閉会 午後6時27分 委員会室	1 選挙運動費用収支報告書不記載・訂 正等問題について 2 パワハラ疑惑に関する調査について 3 その他
第35回 ※	令和5年7月25日(火) 開会 午後1時30分 閉会 午後3時26分 委員会室	1 証人尋問 (元市職員) (秘密会にて尋問) 2 調査報告書 (案) について 3 その他
第36回 ※	令和5年8月9日(水) 開会 午後1時30分 閉会 午後3時56分 委員会室	1 調査報告書 (案) について 2 その他
第37回 ※	令和5年8月25日(金) 開会 午後1時30分 閉会 午後4時 委員会室	1 調査報告書 (案) について 2 その他
第38回 ※	令和5年9月21日(木) 開会 午前10時 閉会 午後 0時39分 委員会室	1 調査報告書 (案) について 2 その他

第39回 ※	令和5年9月25日(月) 開会 午前10時 閉会 午後 0時34分 委員会室	1 調査報告書(案)について 2 その他
-----------	---	-------------------------

5 証人の出頭等

(鶴岡市長選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項)

証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

(1) 元県議

ア 出頭を求めた日時 令和4年5月27日(金)午後1時

イ 証言を求めた事項

(ア) 令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円を渡したことについて

- ・皆川市長が支援者に100万円を渡した事実・理由について
- ・皆川市長が支援者に100万円を渡した際の状況について
- ・100万円授受後の皆川市長と支援者のやり取りについて

(2) 出納責任者

ア 出頭を求めた日時 令和4年6月20日(月)午後1時

イ 証言を求めた事項

(ア) 選挙資金管理と支援者から渡された100万円の取扱いについて

- ・選挙運動期間中の皆川市長との役割分担について
- ・100万円授受に関する伝達について
- ・100万円の処理に係る皆川市長からの指示等について
- ・100万円の用途について

(イ) 支援者から渡された100万円の選挙運動費用収支報告書への不記載について

- ・収支報告書への不記載の理由について
- ・収支報告書の不記載を支援者から適正処理を促された事実について

(ウ) 令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円を渡したことについて

- ・皆川市長が支援者に100万円を渡した事実と理由について

(エ) 令和3年12月23日の収支報告書の1回目の訂正について

- ・訂正に至った経緯と理由について
- ・皆川市長からの訂正の説明・指示等について

(オ) 令和4年1月17日の収支報告書の2回目の訂正について

- ・2回目の訂正に至った経緯と理由について
- ・皆川市長からの訂正の説明・指示等について

(3) 支援者

ア 出頭を求めた日時 令和4年7月19日(火)午前10時

イ 証言を求めた事項

(ア) 平成29年10月9日に支援者と皆川市長との間で行われた100万円の授受

について

- ・ 100万円授受の事実について
- ・ 100万円授受の状況について
- ・ 100万円授受後の皆川市長とのやり取りについて
- (イ) 皆川市長に渡した100万円の選挙運動費用収支報告書への不記載について
 - ・ 収支報告書への不記載の理由について
 - ・ 収支報告書不記載を皆川市長へ適正処理を促した事実について
- (ウ) 令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円を渡したことについて
 - ・ 100万円を皆川市長から渡された事実と理由について
 - ・ 皆川市長から100万円を渡された際の状況について
 - ・ 100万円授受後の皆川市長とのやり取りについて

(4) 皆川市長

- ア 出頭を求めた日時
- | | | |
|-----|--------------|-------|
| 1回目 | 令和4年7月25日(月) | 午前9時 |
| 2回目 | 令和4年8月30日(火) | 午前10時 |

イ 証言を求めた事項

- (ア) 平成29年10月9日に支援者と皆川市長との間で行われた100万円の授受について
- ・ 100万円授受の事実について
 - ・ 100万円授受の状況について
 - ・ 100万円授受後の支援者とのやり取りについて
- (イ) 選挙資金管理と支援者から渡された100万円の取扱いについて
- ・ 選挙資金管理における皆川市長と出納責任者の役割分担について
 - ・ 100万円授受に関する出納責任者への伝達・報告について
 - ・ 100万円の処理に係る出納責任者への指示等について
 - ・ 100万円の使途について
- (ウ) 支援者から渡された100万円の選挙運動費用収支報告書への不記載について
- ・ 収支報告書への不記載の理由について
 - ・ 収支報告書不記載について支援者から適正処理を促された事実について
- (エ) 令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円を渡したことについて
- ・ 100万円を支援者に渡した事実と理由について
 - ・ 100万円を渡したときの状況について
 - ・ 100万円授受後の支援者とのやり取りについて
- (オ) 令和3年12月23日の収支報告書の1回目の訂正について
- ・ 訂正に至った経緯と理由について
 - ・ 出納責任者に対する訂正の説明・指示等について
- (カ) 令和4年1月17日の収支報告書の2回目の訂正について
- ・ 2回目の訂正に至った経緯と理由について
 - ・ 出納責任者に対する訂正の説明・指示等について

6 記録、資料の提出（地方自治法第100条第1項に基づく請求）

（鶴岡市長選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項）

(1) 請求先 鶴岡市選挙管理委員会

番号	請求記録名等	提出日
1	皆川治氏の平成29年鶴岡市長選挙運動費用収支報告書の原本	令和4年 4月6日
2	皆川治氏の平成29年鶴岡市長選挙運動費用収支報告書に係る請求書、領収書等の写し	同上
3	令和3年12月23日付け訂正願いによって訂正された皆川治氏の平成29年鶴岡市長選挙運動費用収支報告書の原本	同上
4	令和4年1月17日付け訂正願いによって訂正された皆川治氏の平成29年鶴岡市長選挙運動費用収支報告書の原本	同上
5	選挙管理委員会の公文書管理の取り扱いに関する規程。このことに対する問い合わせと対応記録	同上
6	選挙管理委員会に求められた、訂正前の平成29年鶴岡市長選挙運動費用収支報告書の情報公開請求の記録	同上

(2) 請求先 出納責任者

番号	請求記録名等	提出日
7	皆川治氏の平成29年鶴岡市長選挙運動費用収支報告書の写し	令和4年 3月29日
8	皆川治氏の平成29年鶴岡市長選挙運動費用収支報告書に係る請求書、領収書及び出納簿など収支が分かる記録の原本	同上

(3) 請求先 支援者

番号	請求記録名等	提出日
9	市長選挙告示2回目の2017年10月9日手渡した日の日記	令和4年 5月23日
10	100万円入りの紙袋を強引に置いて行った2021年8月28日の日記とメモ	同上

(4) 請求先 皆川市長

番号	請求記録名等	提出日
11	令和3年8月28日付けの支援者からの手紙（原本）	令和4年 6月13日

1.2	平成29年鶴岡市長選挙現金出納簿(令和4年1月17日訂正に際し作成したもの)の作成にあたり根拠となった皆川治名義の預金通帳(平成29年10月3日から平成29年12月15日までの写し)	令和4年 7月19日
1.3	2020年10月10日付けの支援者からの手紙(原本)	令和4年 8月22日
1.4	2021年5月18日付けの支援者からの手紙(原本)	令和4年 8月22日
1.5	令和3年8月28日に支援者に持って行った100万円の原資となった皆川治名義及び御家族等の預金通帳(写し)	令和4年 10月11日

(5) 請求先 皆川治後援会会長

番号	請求記録名等	提出日
1.6	2020年6月22日付けの支援者から皆川治後援会会長宛ての手紙(原本)	令和4年 8月19日

7 調査の内容と結果

鶴岡市長選挙における選挙費用収支報告書不記載・訂正等問題について、皆川市長が議員全員協議会で行った答弁や証人尋問による証言、提出された記録などの結果に基づき明らかとなった事実及び当委員会としての判断を記載する。

なお、判断の便宜のために、以下のように1から14までの事案をそれぞれ設定し、当該事案ごとに判断(事実認定及びそれに基づく判断)し、協議の中で意見が分かれたものについては、採決によって当委員会の判断とした。

委員会において判断が分かれた事案については、事案に関する証言の相違及び少数意見として記載する。

事案1

皆川市長が、平成29年10月9日に支援者との間で行った100万円の授受について

(1) 当委員会が認定した事実(事案整理一覧表①)

平成29年10月9日に藤島で行われた個人演説会の終了後(20時頃)に、皆川市長が車に乗った際に支援者が皆川市長に封筒に入った100万円を渡した。

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

なし

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

支援者は100万円を皆川市長に寄附として渡し、皆川市長は支援者から100万円を受け取った。この事実については特に問題はない。

(4) 少数意見

なし

事案2

皆川市長が、平成29年10月9日、100万円授受後に支援者と行った電話でのやり取りについて

(1) 当委員会が認定した事実（事案整理一覧表①）

支援者から100万円を渡された当日の夜、皆川市長が支援者に電話をかけた。

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

電話の内容について支援者は、「記載する方法としなくてもいい方法があるんですけどどちらにしましょうか」と皆川市長から持ち掛けられたとしているが、皆川市長は、「後援会への寄附なのか、それとも、この選挙期間中の個人への寄附なのか」ということを確認したとしている。

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

支援者から100万円を渡された当日の夜、皆川市長が支援者に電話をかけた点までは問題がない。問題はその電話での会話の内容である。

支援者の証言は、「100万円授受後の夜9時過ぎに皆川市長から電話があり、「記載する方法と記載しない方法があるけれども、どちらにしましょうか」との打診があり、私は即座に自由に使いたいただろうと判断し、「別に記載しなくてもいいですよ」と返事をした」と証言している。また、支援者の証言は新聞等で報じられた当初から一貫しており、具体的で信憑性が高い。（令和4年7月19日第10回委員会）

一方、皆川市長の説明は、「支援者に電話したこと」や、やり取りの内容で「記載する方法としない方法がある」と問うたことについて、「事実でない」、「記憶にない」と抽象的な説明を繰り返していた。（令和3年12月27日 議員全員協議会）

しかし、令和4年7月25日の証言では、これまでの発言から一転して、手紙の内容を引用し、「[REDACTED] 携帯で確認した」と証言している。支援者から後援会長に宛てられた手紙を引用した誘導尋問による証言である。（令和4年7月25日 第11回委員会）

（手紙：令和2年6月22日付けで後援会長宛て。「[REDACTED]

[REDACTED]」と返事をしたと記されている。（記録No.16）

また、この手紙にある、「[REDACTED]

[REDACTED]」という会話があったとしても、「記載する方法と記載しない方法がある」旨

の会話がなかったという証拠にはならない。

100万円授受後の皆川市長と支援者との当日の電話のやり取りについては、支援者は一貫した証言をしているが、皆川市長の証言は変遷しており、支援者の証言と比較すると信憑性に欠ける。

委員会としては100万円授受後の電話のやり取りで、皆川市長が、「記載する方法と記載しない方法がある」旨の話をし、支援者が、「別に記載しなくてもいいですよ」と返事をしたことを受け、100万円が収支報告書に不記載になったと判断する。

(4) 少数意見

本事案についての判断では、「支援者の証言の信憑性が高い」、「皆川市長の証言は変遷しており、支援者の証言と比較すると信憑性に欠ける」としているが、委員会に提出された記録の支援者から後援会長に宛てた手紙(記録No.16)の内容は、

「
」というもので、大変強い物的証拠となると考え得る。

提出された記録により、証人尋問における支援者の証言は一貫性に欠け、信憑性は低いものと判断すべきであり、一方、皆川市長の証言は、その物的証拠に基づく証言の補完がされたものであり信憑性が高く、事実として判断すべきである。

事案3

皆川市長が、支援者から受け取った100万円に対し、領収証を発行した事実があったかについて

(1) 当委員会が認定した事実(事案整理一覧表①)

支援者から渡された100万円について、皆川市長は領収証を発行することはなく、支援者も皆川市長側から領収証を受け取っていない。

(2) 事案に関する証言の相違(事案整理一覧表②)

なし

(3) 当委員会の判断(事案整理一覧表④)

100万円という多額の寄附に対しての領収証を発行しなかったことについて皆川市長は、知識不足と忙しさの中で適切な対応ができなかったと説明し、不適切さを認めている。(令和3年12月27日 議員全員協議会)

委員会としては100万円という少額ではない額の寄附金を受け取ったにもかかわらず、領収証の発行を怠ったことは、法的に義務付けられてはいないものの、不適切な行為であったと判断する。

(4) 少数意見

本事案についての判断では、「不適切な行為であった」としているが、政治資金規正法などに領収証の発行の義務付けはなく、法的な問題はない。

事案4

鶴岡市長選挙（平成29年10月15日執行）の選挙運動費用収支報告書に関する会計帳簿の備付け及び記載について

(1) 当委員会が認定した事実（事案整理一覧表①）

平成29年10月30日及び同年12月18日に皆川市長の出納責任者が提出した平成29年10月15日執行の鶴岡市長選挙に関する選挙運動費用収支報告書に関する出納簿を作成していなかった。

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

なし

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

公職選挙法第185条には、「出納責任者は会計帳簿を備え、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入などの事項を記載しなければならない」と定められている。

また、本市選挙管理委員会では、市長選挙立候補予定者説明会を開催し、「出納責任者は会計帳簿（収入簿と支出簿）を作成して備え付け、候補者のために、候補者又は出納責任者と意思を通じて行われたものを含む選挙運動に関するすべての寄附その他の収入及び支出について記載しなければなりません」（出納責任者資料）という説明がなされている。

それに従って進めなければならないにもかかわらず、出納簿を作成していなかったことは皆川市長及び出納責任者の証言から明らかであり、公職選挙法第185条違反といえる。

(4) 少数意見

本事案についての判断では、「公職選挙法第185条違反といえる」としているが、出納責任者は公職選挙法第185条の規定による同法施行規則別記第30号様式に準じた会計帳簿は作成していなかったが、実質的に同様の形式と考える同規則別記第31号様式に記載し作成しているため、公職選挙法第185条違反とは判断できない。

事案5

皆川市長が、支援者から受け取った100万円について、出納責任者に伝えた時期について

(1) 当委員会が認定した事実（事案整理一覧表①）

皆川市長は、平成29年10月9日に支援者から100万円の寄附を受け取っていたことと令和3年8月28日に支援者宅に100万円を置いてきたことを、出納責任者に対して令和3年8月28日以降に伝えた。

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

なし

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

公職選挙法第186条には、「出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙

皆川市長が公職選挙法第186条に定める明細書の作成を行わなかったことにより、出納責任者に100万円を渡したとする事実確認ができないことは問題があったと判断する。

(4) 少数意見

本事案についての判断では、「100万円を皆川市長が出納責任者に渡した事実は確認できなかった」としている。皆川市長は10月10日に出納責任者に、「100万円を渡した」と断定し証言しており、出納責任者の証言は受け取った「記憶がない」としており曖昧である。

皆川市長の証言のほうが強く、事実と判断できる。また、訂正された選挙運動費用収支報告書では、寄附された100万円は選挙運動の収入として記載されていることから、100万円は皆川市長から出納責任者に渡されたと解するのが妥当と考え、判断すべきである。

事案7

皆川市長が、支援者から受け取った100万円の選挙運動費用収支報告書への不記載について

(1) 当委員会が認定した事実（事案整理一覧表①）

平成29年10月9日に皆川市長が支援者から受け取った100万円を平成29年10月30日及び同年12月18日に皆川市長の出納責任者が提出した平成29年10月15日執行の鶴岡市長選挙に関する選挙運動費用収支報告書に記載しなかった。

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

なし

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

皆川市長は、平成29年10月9日に支援者から受け取った100万円を平成29年10月30日及び同年12月18日に皆川市長の出納責任者が提出した平成29年10月15日執行の鶴岡市長選挙に関する選挙運動費用収支報告書に記載しなかった。

公職選挙法第185条で、出納責任者は会計帳簿を備え収入及び支出を記載すること。また、寄附があった場合に寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載することとなっており、平成29年10月30日及び同年12月18日時点において会計帳簿を備付け、記載していなかったことは公職選挙法第185条違反といえる。

さらに公職選挙法第186条には、「出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない」と定められており、明細書の提出を出納責任者に行っていないことは公職選挙法第186条違反といえる。

(4) 少数意見

本事案についての判断では、「明細書の提出を出納責任者に行わなかったことは公職選挙法第186条違反といえる」としているが、選挙運動費用収支報告書への記載についての認識が不十分であり、不適切であったことは皆川市長も非を認めており問題があった。一方で、事案5及び6で示したとおり、100万円が何に対する寄附か種別等に認識違いがあり、公職選挙法第186条違反とは判断できない。

本事案についての判断の記述では、選挙運動費用収支報告書の記載についての主語は、「出納責任者」になる。

事案8

皆川市長が、支援者から選挙運動費用収支報告書不記載に対する適正処理を促された事実があったかについて

(1) 当委員会が認定した事実（事案整理一覧表①）

令和3年8月28日より前に支援者が皆川市長に対して100万円の選挙運動費用収支報告書不記載について、適正な処理を促した事実はなかった。

8月28日以降、支援者が皆川市長に対して100万円の選挙運動費用収支報告書不記載について、適正な処理を促した事実は確認できなかった。

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

支援者は8月28日に皆川市長に届けた手紙で訂正を促したと証言する場面もあったが、皆川市長は適正な処理を明確に促されたことはなかったと証言した。

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

令和3年8月28日より前に選挙運動費用収支報告書に記載する処理を促した事実は確認されなかったが、令和3年8月28日に支援者は皆川市長に手紙（記録No.11）を届け、その手紙に「[REDACTED]」、「[REDACTED]」と書いて、100万円の記載について適切な対応を求めたが、皆川市長は手紙を受け取った後も選挙運動費用収支報告書を訂正することなく、適切な対応を怠ったことは問題である。

(4) 少数意見

本事案について、支援者の、「私が報告書の訂正を求めたという事実はありません」、「彼には一途な気持ちでアドバイスをしたという一つの証拠であって、訂正を求めたかどうかというそういう次元の問題ではありません」との証言を踏まえると100万円の選挙運動費用収支報告書への記載について、支援者から適正処理を促す事実は確認できない。また、物的証拠として提出された記録の支援者から皆川市長への手紙（記録No.11）には、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」との記載はあるが、この中に訂正を求めたという事実は確認できない。

事案9

皆川市長が、令和3年8月28日に支援者に100万円を渡しに行く前に行った役

員間における協議の内容について

(1) 当委員会が認定した事実（事案整理一覧表①）

支援者に100万円を渡した日の1週間ほど前に、コミュニティ新聞社から100万円の不記載についての問い合わせの電話があり、後援会役員で対応について協議したが、支援者から受け取った100万円について、この時点では選挙運動費用収支報告書に記載されなかった。

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

令和3年8月28日の前に開かれた役員協議で、元県議は選挙運動費用収支報告書を訂正する話しになったと思うと証言したが、皆川市長は、元県議の勘違いか説明の仕方が不十分だったのではないかと思うと元県議の証言を否定し、100万円を返金する話しになったと訂正している。

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

皆川市長と役員との協議の中で、「不記載という状況にあることを確認したので、これはきちっと訂正しなくちゃいけない」と思った人もいたが、皆川市長の判断により支援者に渡すことによって、「寄附を返金すれば、当該男性の理解の下に寄附を受領しなかったことにできるのではないか」と考えた。その理由としては、皆川市長は寄附が選挙運動費用収支報告書に記載されなかったことへの市民や報道機関の非難を回避する意図があったと証言している。

同行した元県議と皆川市長の証言に食い違いがあるが、一般的には選挙運動費用収支報告書を訂正するという判断が妥当であると考えられる。なぜなら、債務もないのにお金を支援者に渡す行為は公職選挙法違反となるからである。

また、令和3年8月28日の未明から早朝（7時台）にかけてATMで本人、本人の妻、妻の母親の口座から慌てて金銭を引き出し支援者に持参していることも極めて不自然であり、皆川市長の証言どおり、協議の中で100万円を返金するとの合意が役員の中で共有できていたのであれば、前々から準備し、支援者とも連絡を取った上で、時間も打ち合わせをして持参するのが自然だと思われるが、皆川市長はそうした行動をとらなかった。よって、元県議の証言のほうが信用性は高い。

皆川市長には、自身の選挙前に不記載の公表をしたくないという強い動機があり、支援者から寄附を受け、それを選挙運動費用収支報告書に記載しなかった事実を公にしたいくないとの認識があったことは否定できないと判断する。

(4) 少数意見

本事案について、返金により寄附の授受がなかったことにできるのではないかとの判断に至った役員の協議は問題があり、その時点で、寄附金として選挙運動費用収支報告書を訂正し、適切に記載するべきだった。

本事案についての判断の記述では、断定できない事項が羅列され、また、憶測に基づくものや確認していないものがある。

事案10

皆川市長が、令和3年8月28日に支援者に100万円を渡しに行ったこと及び100万円の原資について

(1) 当委員会が認定した事実（事案整理一覧表①）

令和3年8月28日の早朝（午前7時台）に皆川市長が元県議とともに支援者宅を訪れ、「（封筒に入った100万円を）お返ししたい」と言って渡そうとしたが、支援者から、「一旦渡したもののなので受け取れない」と受領を断られたにもかかわらず、玄関の上がり框（かまち）に100万円を置いて帰った。（滞在時間は2～5分程度）

支援者に渡した100万円は8月28日の午前零時から渡しに行った午前7時台に皆川市長本人や家族の口座から引き出された。（記録の請求により提出された各人の通帳（記録No.15）により確認）

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

令和3年8月28日に皆川市長が支援者に渡した100万円について、支援者は、置いていった、返却、今は寄附として理解するようにしていると証言した。皆川市長及び元県議は、返金、受け取ってもらえず置いてきた、誤って置いてきたと証言した。

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

100万円は支援者が皆川市長に自由に使ってもらいたいとの趣旨で平成29年10月9日に寄附として渡した金額と同額であるが、支援者が皆川市長に貸し付けたわけではない。

皆川市長は、「（100万円を渡すことにより）支援者の理解の下に寄附を受領しなかったことにできるのではないかと考えた」（令和3年12月27日 議員全員協議会）と説明したが、100万円を渡せば収支報告書に記載しなくともよいというものではない。

ましてやこの際、支援者は受け取りを拒否しているにもかかわらず、上がり框に置いて帰るといふ乱暴なやり方をみれば、支援者が理解したとは到底考えられず、この時点で選挙運動費用収支報告書を訂正すべきであったことは誰の目から見ても明らかであるが、皆川市長は、2度目の選挙直前の微妙な時期であったため、この事実を表沙汰にすることはなく、結果として100万円について選挙運動費用収支報告書が訂正されることがなかったことは問題である。

支援者は皆川市長が置いて行った100万円について、「今は寄附として受け止めている」と証言している。

支援者の同意もなく支援者宅に置いてきた100万円については、公職選挙法第199条の2に抵触する疑いがあるが、これについては司法の判断に委ねるのが相当であると判断する。

(4) 少数意見

本事案について、皆川市長は寄附金の取扱い、選挙運動費用収支報告書への記載についての認識が不十分であった中で、手紙により、支援者からの強い政策的

要求を受け、返金によって寄附の授受がなかったことにできるのではないかとの当時の誤った考えの下での行為と、また、支援者から受け取りを拒否された後に置いてきた行為は問題であったと考える。

その後、100万円は選挙運動費用収支報告書の訂正によって、当時の皆川市長の誤った判断による支援者への返金であり、その後の証言で皆川市長は返却を求める意思を示している。支援者は、証人尋問において、「返却しに来こられた」、「お返しに上がったんだろうな」、「私自身が、受け取った、預かったこのお金を、さらなる別の形で有効に寄附をしてあげたい」と証言する一方で、誘導的な尋問によって、「一応今は寄附として受け止めている」と証言が推移しており、「公職選挙法第199条の2に抵触する疑いがある」とした判断はできない。現在、支援者のもとにある100万円の取扱いについては、委員会では明確に判断できないことから、双方で話し合いを行い解決すべき問題と判断すべきである。

本事案についての当委員会の判断の記述では、憶測に基づくものがある。

事案11

皆川市長が、支援者に100万円を渡しに行った令和3年8月28日における皆川市長と支援者とのやり取りについて

(1) 当委員会が認定した事実（事案整理一覧表①）

支援者は皆川市長の自宅のポストに手紙を投函し、皆川市長が受け取った。（記録の請求により提出された手紙（記録No.11）により確認）

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

支援者は令和3年8月28日に皆川市長に届けた手紙で訂正を促したと証言する場面もあったが、皆川市長は適正な処理を明確に促されたことはなかったと証言した。また、同日夜、支援者は皆川市長から電話があり、その内容について日記メモに書かれていると証言したが、皆川市長は記憶がはっきりしないと証言した。

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

支援者の証言によれば、令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円の現金を置いていった当日に、支援者は真実を堂々と説明するように促す手紙を皆川市長宅に届け、皆川市長がその手紙を読んだことについては明らかになっているが、選挙運動費用収支報告書を訂正することはなかった。

上記の経緯を見ると、皆川市長の「訂正・公表しない」という強い意思があったと判断する。

(4) 少数意見

本事案についての判断では、皆川市長の「訂正・公表しない」という強い意思があったと判断するとしているが、明確な意思は確認できていないことから判断することはできない。一方、事案10で示したとおり、当時の支援者からの強い政策要求と結びついて、「もらってはいけないお金」との解釈で皆川市長が返金を行ったと考えることはでき、解決に向けた話し合いを双方で行うべきと判断する

べきである。

事案12

皆川市長が、平成29年10月9日に支援者から100万円を受け取ってから、令和3年8月28日に支援者に100万円を渡しに行くまでの間における、支援者から皆川市長に対する政策的要求・要望の有無及びその内容について

(1) 当委員会が認定した事実（事案整理一覧表①）

支援者から市政に対する政策的要求・要望はあった。

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

支援者は政策的提案の一つとして、鶴岡公園の桜について提案したと証言したが、皆川市長はハチ公像についての政策的要求が強かったと証言した。

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

支援者は皆川市長に対しハチ公像の建立について要望しており、皆川市長は支援者から、「XXXXXXXXXX」という内容の手紙（記録No.14）をもらったことが、返金の理由の一つであると証言している。

また、この手紙の中で支援者が強く要望しており、「公正な市政を維持するために、返金し、今後への影響をなくしたいとも考えた」と説明している。（令和3年12月27日 議員全員協議会説明資料）

しかし、市長に対して様々な政策要望があるのは当然のことであり、皆川市長はその様々な要望を吟味し、行政としての優先順位を検討した上で、「今、できないことはできない」との結論に達したのであれば、その旨を丁寧に説明し、本人に伝えればよいことであり、その結果、支持を失うことになってもやむを得ないことである。

よって、支援者が皆川市長に政策的要求・要望を行ったことが100万円を支援者に渡す理由にはならないと判断する。

(4) 少数意見

本事案についての判断では、支援者からの政策的要求について、「100万円を支援者に渡す理由にはならないと判断する」としているが、証人尋問では、支援者の「私は政策的な提案をしてきました。（中略）実現されることはありませんでした」と証言しており、また、委員会に提出された記録の手紙（記録No.14）には、ハチ公と斎藤弘吉像の文化会館前広場への建設についての政策的要求について、「XXXXXXXXXX」

XXXXXXXXXX」との記述があり、支援者から皆川市長への強い政策的要求についての物的証拠となり、皆川市長は、「一般的に言うのですね、相当強い表現であります。（中略）非常に強い言葉であります」と証言しており、支援者からの政策要求が過度にエスカレートしたことは、100万円を支援者に返金する理由となり得ると判断する。

事案13

令和3年12月23日に出された選挙運動費用収支報告書の1回目の訂正届出について

(1) 当委員会が認定した事実（事案整理一覧表①）

皆川市長は支援者からの「寄附金」の不記載について新聞取材を受け令和3年12月22日に報道されるということから、前日の21日に出納責任者と相談して、令和3年12月23日に出納責任者が選挙運動費用収支報告書の1回目の訂正の届出を行った。その際には、専門家には相談していなかった。このときの訂正により、収入の部に平成29年10月9日、支援者からの寄附金100万円が追記され、収支の残高が100万円となった。（記録の請求により提出された選挙運動費用収支報告書（記録No.3）により確認）

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

選挙運動費用収支報告書への不記載について、出納責任者は不記載が違法であるという認識はあったと思うと証言した。皆川市長は違法という認識ではなく、知識不足と忙しさの中で忘れてしまったと証言した。

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

令和3年12月のマスコミの最初の取材で皆川市長は、「（100万円の寄附は）使っていなかったので返した」と発言していたが、1回目の訂正時に発言は一転し、「100万円の寄附は選挙費用の収入の一部となり、選挙運動資金に充てられ、余剰金から支援者に渡した」という発言に変わった。

1回目の訂正では会計帳簿の作成がないまま訂正前の選挙運動費用収支報告書の平成29年10月9日の欄に100万円が書き加えられ、その余剰金が100万円となり、その100万円を支援者に渡したということになった。

この時点においても会計帳簿（収入簿と支出簿）は作成されておらず、会計帳簿がないまま新たに選挙運動費用収支報告書を作成したことになる。

よって、皆川市長は新たに公職選挙法第185条違反を行ったことになる。

また、この寄附金の100万円について出納責任者は証人尋問においても、「（皆川市長より）受け取った記憶はない」と証言し、かつ、公職選挙法第186条に定める明細書がないにもかかわらず、皆川市長との打合せ後にこの寄附金を選挙運動費用収支報告書に記載して訂正の届けを提出している。その事実を踏まえれば、そこに出納責任者の意思はなく、皆川市長の主導により訂正を行ったことになり問題があったと判断する。

(4) 少数意見

本事案についての判断では、「会計帳簿は作成されておらず、会計帳簿がないまま新たに選挙運動費用収支報告書を作成したことになる。よって、皆川市長は新たに公職選挙法第185条違反を行ったことになる」とあるが、公職選挙法第185条の主語は、「出納責任者」である。出納責任者は公職選挙法施行規則別記第30号様式に準じた会計帳簿は作成していなかったが、「収支報告書」の記載事項は、「会計帳簿」とほぼ同等であり、同規則別記第31号様式に当事者の記録

に基づき記載し作成し訂正しており、公職選挙法第185条違反とは判断できない。

間違いに気づいた時点で適切に専門家の指導も受け選挙運動費用収支報告書を訂正する必要があったが、1回目の訂正では不十分なものとなり、瑕疵が生じたことは問題があったと判断する。その後、専門家の指導を受けて行った2回目の訂正によって瑕疵は治癒された。

事案14

令和4年1月17日に出された選挙運動費用収支報告書の2回目の訂正届出について

(1) 当委員会が認定した事実（事案整理一覧表①）

1 回目の訂正後に弁護士を交えて再度相談して、現金出納簿が作成されていなかったことの指摘を受け、これまでなかった現金出納簿を作成し、令和4年1月17日に出納責任者が選挙運動費用収支報告書の2回目の訂正の届出を行った。

このときの訂正により、収入の部にあった平成29年10月1日の100万円は、10月3日に訂正、10月19日に30万円が追加となり、10月7日の50万円、10月14日の64万8,379円、12月15日の6万5,946円は削除され、収支差額は8万5,675円となった。（記録の請求により提出された選挙運動費用収支報告書（記録No.4）により確認）

(2) 事案に関する証言の相違（事案整理一覧表②）

なし

(3) 当委員会の判断（事案整理一覧表④）

2回目の訂正についての説明で皆川市長は、弁護士からの助言により、「現金出納簿を復元」したと述べ、選挙運動費用収支報告書の収入の部は記録として提出された通帳に基づいた形で大きく書き換えられた。「復元」したということであるが、そもそも最初の時点で現金出納簿を作成していないのであるから、「復元」ということにはならない。また、上記通帳に基づいて復元したと証言しているが、通帳からの出金の全てが選挙運動費用の収入に充てられたかどうかは不明であり、提出された「現金出納簿」は、信用性が高いとはいえない。

また、このとき、皆川市長の説明はさらに変わり、支援者からの100万円の寄附は選挙費用の収入の一部であったが、費用として使い切ったことになり、令和3年8月28日に支援者に渡した100万円は、自分と家族の口座から、「誤ってお持ちした」との発言に変わった。発言が二転していること自体が問題である。

このとき、初めて会計帳簿（収入簿と支出簿）のような現金出納簿なるものが作成され、現金出納簿の平成29年10月10日の収入の欄に100万円（10/9寄附）の記載がなされたが、前述のとおり出納責任者は証人尋問においても、「（皆川市長より）受け取った記憶はない」と証言しており、出納責任者が受け取った記憶のないものを皆川市長が会計帳簿に記載させたことになり、実質的な作成者は皆川市長であったと考えられる。

1回のみならず2回の訂正を行い、また、2回目では訂正前に出された選挙運動費用収支報告書の収入の部が大きく書き換えられた。皆川市長は尋問でも、「既に訂正しているから問題ない」という趣旨の発言をしているが、このような数次にわたる訂正は公職選挙法第189条に反するものであり、このような行為は公職選挙法の趣旨を揺るがしかねない行為である。このような事態にならないために、公職選挙法は会計帳簿の作成を義務付け、その会計帳簿の存在を担保として、「真実」であることの宣誓ができる構造となっている。そして、作成した、「現金出納簿」は、そもそも作成日時が選挙期間後であり、公職選挙法のいう、「会計帳簿」に該当しない。したがって、会計帳簿の作成なきまま、訂正報告書を作成しており、それ自体が、新たな公職選挙法違反を構成する。

もし2回目の訂正が正しいとすれば、平成29年10月30日及び同年12月18日に皆川市長の出納責任者が提出した平成29年10月15日執行の鶴岡市長選挙に関する選挙運動費用収支報告書に記載の収入の部は虚偽の記載であったことになる。1回目、2回目の選挙運動費用収支報告書の訂正において発言が二転し、その発言に合わせて選挙運動費用収支報告書の訂正がなされたが、その訂正自体が正しいものだったのか立証できるものはなく、訂正自体が正しいものだったか疑いが残る。

上記の点から2回目の訂正についても問題があったと判断する。

(4) 少数意見

本事案についての判断では、「その訂正自体が正しいものだったのか立証できるものはなく、訂正自体が正しいものだったか疑いが残る」とし、「2回目の訂正についても問題があったと判断する」としているが、証人尋問で皆川市長は、「その後、弁護士さんのほうに相談いたしまして、この現金出納簿（中略）選挙運動費用収支報告書の訂正をしたというものであります」と証言し、出納責任者は、「これについては専門家の方からの直接対面できつく指導されましたので、自分としては納得して訂正の作業をしました」と証言しており、法的にも選挙運動費用収支報告書の訂正が認められており、2回目の訂正によって選挙管理委員会において受理されているものが正しいものであると判断でき、問題はなかったと判断すべきである。

本事案についての当委員会の判断では、選挙運動費用収支報告書の訂正を否定するものがある。

8 結論

- (1) 皆川市長は、平成29年10月9日に支援者から受け取った100万円の寄附金を、なぜ、令和3年12月23日までの4年以上もの間、選挙運動費用収支報告書に記載しなかったのか。

これまでの調査により、平成29年10月9日に支援者から受け取った100

万円を、平成29年10月30日及び同年12月18日に出納責任者が提出した選挙運動費用収支報告書に記載しなかつただけでなく、令和3年12月23日に行った選挙運動費用収支報告書の1回目の訂正までの4年以上もの間にわたり記載しなかつた事実を改めて確認した。

事案6の判断では、100万円を皆川市長が出納責任者に渡した事実は確認できなかつたとしたが、渡されたとされる出納責任者が平成29年10月10日に受け取った記憶がないと証言していること、選挙運動費用収支報告書にも記載されていないこと、出納責任者の「100万円の存在は令和3年8月28日頃、後援会事務所で皆川市長から『受け取ったのを返してきたからという話だった』と口頭で知らされた」と証言していること、加えて、出納責任者に渡されたとすれば出納責任者が所有を続けていることとなり、令和3年8月28日に皆川市長が自分と家族のお金を引き出して支援者宅に置いてきたこととの整合性も取れないことなどを総合的に勘案すれば、皆川市長が出納責任者に平成29年10月10日に100万円を渡した事実はなかつたと推定される。

当委員会としては、支援者が皆川市長に100万円を渡した平成29年10月9日の電話でのやり取りによって、皆川市長が100万円を選挙運動費用収支報告書に記載しなくてもよいと考え、出納責任者に100万円を渡さなかつたことが選挙運動費用収支報告書不記載につながつたと推定した。

公職選挙法第185条では、出納責任者は会計帳簿を備え収入及び支出を記載することとなつており、平成29年10月30日及び同年12月18日時点において会計帳簿を備付け、記載していなかつたとすれば、公職選挙法第185条に抵触していた疑いがある。

寄附の取扱いについては、公職選挙法第186条に、「寄附を受けたものは寄附を受けた日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない」との定めがあるが、当委員会の調査では、皆川市長はこの明細書を出納責任者に提出していなかつた。これは公職選挙法第186条に抵触していた疑いがある。

皆川市長は、選挙運動費用収支報告書を訂正した令和3年12月23日まで、同年5月18日付けの手紙で支援者から政策要求があつた後、また、同年8月の後援会役員協議の後、さらに100万円を置いてきた同年8月28日に支援者から手紙を受け取つた後等、幾度となく選挙運動費用収支報告書を訂正する機会があつたにもかかわらず、「知識不足と忙しさで失念した」という理由で、100万円の不記載が継続していたことは合理性に欠け問題であつた。

(2) 皆川市長は、支援者から受け取った100万円を、なぜ令和3年8月28日に支援者宅に置いてきたのか。

令和3年8月28日の1週間ほど前に、コミュニティ新聞社から100万円の不記載について問い合わせがあり、その後に行った後援会役員協議では不記載は訂正すべきという意見も出されたが、市長選挙前に不記載が明らかになることが予期されたため、皆川市長の証言によれば、「寄附が選挙運動費用収支報告書に記載されなかったことへの非難を回避する」ために「寄附を返金すれば、支援者の理解の下に寄付を受領しなかったことにできるのではないかと考えた」とのことであった。

しかし、令和3年8月28日に皆川市長の行った行為は、支援者の理解を得ないままに100万円を強引に支援者宅に置いてきたものである。こうした一連の行動は皆川市長の状況判断の誤りであり、極めて不適切な行為であった。

なお、支援者は皆川市長が置いていった100万円について「今は寄附として受け止めている」と証言していることから、支援者の同意を得ず支援者宅に強引に置いてきた100万円については、公職選挙法第199条の2に抵触する疑いがある。

(3) 選挙運動費用収支報告書を、なぜ二度も訂正をしなければならなかったのか。選挙運動費用収支報告書等に関して違法性はなかったのか。

皆川市長は、令和3年12月23日付けの山形新聞記事をはじめとするマスコミ取材に対し、「(支援者から受け取った100万円については)使っていなかったので返した」と発言していた。

しかし、令和3年12月23日の1回目の訂正時に発言が一転し、「100万円の寄附は選挙費用の収入の一部となり、選挙運動資金に充てられ、余剰金から支援者に渡した」という説明に変わり、さらに、令和4年1月17日の2回目の訂正時には、100万円の寄附は選挙運動費用の収入の一部であったが、費用として使い切ったことになっており、令和3年8月28日に渡した100万円は自分と家族の口座から「誤ってお持ちした」との説明に変わった。

その説明に合わせて、皆川市長及び出納責任者は、令和3年12月23日の1回目及び令和4年1月17日の2回目の選挙運動費用収支報告書の訂正の際に収入の部を訂正した。1回目の訂正は支援者から受け取った100万円を追記した内容であったが、2回目の訂正では訂正前の選挙運動費用収支報告書の収入の部が4回あった収入のうち1回目の100万円以外の3回は全て削除となり大きく書き換えられ、収入の部は訂正前の原型をとどめない形となった。

なお、専門家の指導を受けて行った2回目の訂正によって瑕疵は治癒されたとの意見もあったが、選挙運動費用収支報告書への不記載の訂正は、形式的には問題がないことから選挙管理委員会で受理されている。しかし、時効により不記載についての法的な問題はなくなったものの、不記載による違法状態が一定期間あったことは事実である。

令和3年12月23日に行った1回目の訂正では、会計帳簿がないまま新たに選挙運動費用収支報告書を作成したことになる。

2回目の訂正の際に弁護士に相談して、「復元した」とされる現金出納簿が当委員会に提出されたが、最初の時点で現金出納簿を作成していなかったのであるから、「復元」ということにはならず、新たに作成したものである。この「現金出納簿」は、そもそも作成日時が選挙期間後であり、公職選挙法のいう「会計帳簿」に該当せず、会計帳簿の作成なきまま、選挙運動費用収支報告書を訂正したことになる。

(参考資料 (1) 復元したと称する現金出納簿、(2) 委員作成の現金出納の比較(最初の届出、1回目の訂正、2回目の訂正))

選挙運動費用収支報告書の訂正手続きは出納責任者が行ったが、この訂正については皆川市長も証人尋問の中で、令和3年12月21日に出納責任者に指示したと証言し、出納責任者も皆川市長からの指示で行ったことを認める証言を行っていることから、訂正した選挙運動費用収支報告書の実質的な作成・提出は皆川市長の主導により行われたことになり、問題があったと判断した。

(4) 皆川市長の責任は

皆川市長が支援者から受け取った100万円の選挙運動費用収支報告書への不記載の訂正を幾度となくその機会があったにもかかわらず、4年以上もの間、行わなかった責任は大きい。特に、報道機関からの問い合わせを発端に、100万円の不記載が公になることを予期し、非難を回避するために支援者に100万円を渡し、なかったことにするためにとった令和3年8月28日の行動は問題があった。

最初に提出された選挙運動費用収支報告書の収入の部が4回あった収入のうち1回目の100万円以外の3回は全て削除となり大きく書き換えられた。選挙運動費用収支報告書の訂正が認められていないわけではないが、2回目の訂正が正しいと主張するのであれば、最初に提出された選挙運動費用収支報告書が、何に基づいたものであったのかを、皆川市長及び出納責任者は説明する必要がある。

(参考資料 (2) 委員作成の現金出納の比較)

このたびの100万円の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する調査の発端は、そもそも皆川市長自身が引き起こしたことであり、約1年8か月に及ぶ当委員会での調査報告を踏まえ、皆川市長は市民に対して、一連の市政の混乱を招いたことについて、改めて市民に対し、丁寧な説明を行う責任がある。

おわりに

皆川市長は、市民へ直接説明する説明責任を果たしていない。政治的・道義的責任として、市政の舵取りを皆川市長に託した市民への重大な背信行為であり、市政を混乱に陥れた責任は重大である。

当委員会は、令和4年1月25日に地方自治法第100条第1項の調査権を付与して設置され、これまで約1年8か月にわたり、皆川市長が支援者から受取った100万円の選挙運動費用収支報告書の不記載及び訂正等問題について事実の経過に基づき、一つ一つ丁寧に確認し、調査に当たってきた。

証人尋問に対する証言や提出を求めた証拠記録などによって、新たに明らかになった事実を通じて、本付議事件の真相に迫ることができた。

当委員会の調査のこれまでの成果と百条調査権の趣旨と権能を考慮し、選挙運動費用収支報告書の不記載及び訂正等問題については、本調査報告書をもって終結することとする。

付議事件は、(1) 鶴岡市長選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項、(2) 本市職員に対するパワハラ疑惑に関する事項の二つの事項で構成された。その内容はそれぞれ独立したものであるが、証人尋問の関係もあり同時並行的に進めてきた。(1)の調査を終えたことから、本調査報告書をもって付議事項(1)の報告とする。

9 その他（参考資料）

- (1) 復元したと称する現金出納簿
- (2) 委員作成の現金出納の比較（最初の届出、1回目の訂正、2回目の訂正）
- (3) 事案整理一覧表（委員会協議資料）
- (4) 委員会としての判断に対する反対意見一覧表（委員会協議資料）

公職選挙法（昭和25年法律第100号）関係条文

（会計帳簿の備付及び記載）

第185条 出納責任者は、会計帳簿を備え、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）
- (2) 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積った金額。以下同じ。）及び年月日
- (3) 選挙運動に関するすべての支出（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）
- (4) 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

2 前項の会計帳簿の種類及び様式は、総務省令で定める。

（明細書の提出）

第186条 出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。但し、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければならない。

2 前項の寄附で当該候補者が候補者の届出（参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、参議院名簿の届出又は参議院名簿登載者の補充の届出。以下この項において同じ。）がされる前に受けたものについては、候補者の届出がされた後直ちに、出納責任者にその明細書を提出しなければならない。

（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）

第189条 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第185条第1項各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第1項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に提出しなければならない。

- (1) 当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並び

- に支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に
- (2) 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に
- 2 前項の報告書の様式は、総務省令で定める。
 - 3 第1項の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

(公職の候補者等の寄附の禁止)

- 第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)は、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。)内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会(参加者に対して饗応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除く。))が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。)に関し必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。)としてする場合は、この限りでない。
- 2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもってするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。
 - 3 何人も、公職の候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。
 - 4 何人も、公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者に対して、これを勧誘し、又は要求してはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。

(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)

第246条 次の各号に掲げる行為をした者は、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第184条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたとき。
- (2) 第185条の規定に違反して会計帳簿を備えず又は会計帳簿に記載をせず若しくはこれに虚偽の記入をしたとき。
- (3) 第186条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに虚偽の記入をしたとき。
- (4) 第187条第1項の規定に違反して支出をしたとき。
- (5) 第188条の規定に違反して領収書その他の支出を証すべき書面を徴せず若しくはこれを送付せず又はこれに虚偽の記入をしたとき。
- (5)の2 第189条第1項の規定に違反して報告書若しくはこれに添付すべき書面の提出をせず又はこれらに虚偽の記入をしたとき。
- (6) 第190条の規定による引継ぎをしないとき。
- (7) 第191条第1項の規定に違反して会計帳簿、明細書又は領収書その他の支出を証すべき書面を保存しないとき。
- (8) 第191条第1項の規定により保存すべき会計帳簿、明細書又は領収書その他の支出を証すべき書面に虚偽の記入をしたとき。
- (9) 第193条の規定による報告若しくは資料の提出を拒み又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）関係条文

（会計帳簿の種類及び様式）

第22条 法第185条の規定による会計帳簿は、その種類を左の通りとし、別記第30号様式に準じて作成しなければならない。

- (1) 収入簿
- (2) 支出簿

（報告書の様式）

第23条 法第189条第1項の報告書は、別記第31号様式に準じて作成しなければならない。

- 2 法第189条第1項に規定する法第188条第1項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があった旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面は、別記第31号様式の2に準じて作成しなければならない。
- 3 法第189条第1項に規定する支出の目的を記載した書面（以下この条において「支出目的書」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める文書とする。
 - (1) 次号に掲げる場合以外の場合 別記第31号様式の3に準じて作成した文書
 - (2) 法第189条第1項に規定する振込みの明細書であって支出の金額及び年月日を記載したもの（以下この条において「振込明細書」という。）に支出の目的が記載されている場合（出納責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。） 当該振込明細書の写し
- 4 法第189条第1項の規定により支出目的書として前項第2号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。